

木城町告示第24号

令和7年第7回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年8月29日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和7年9月5日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

矢野 哲也君
久保富士子君
中武 良雄君
甲斐 政治君
眞鍋 博君

荒川 浩君
桑原 勝広君
後藤 和実君
中竹 義一君

○9月8日に応招した議員

同上

○9月12日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和7年 第7回（定例）木城町議会会議録（第1日）

令和7年9月5日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和7年9月5日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1) 議長の諸般の報告

①議長の会務報告

②例月現金出納検査結果の報告

③議員派遣の報告

2) 町長の行政報告

①町長の政務報告

②報告第4号 繼続費精算報告書について（簡易水道事業会計）

③報告第5号 令和6年度健全化判断比率について

④報告第6号 令和6年度資金不足比率について

3) その他の行政報告

①報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

日程第4 議案第52号 令和6年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第53号 令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第54号 令和6年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第55号 令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第56号 令和6年度木城町簡易水道事業会計決算認定について

日程第9 議案第57号 令和6年度木城町下水道事業会計決算認定について

日程第10 議案第58号 令和6年度木城町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第11 議案第59号 令和6年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第12 議案第60号 木城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第13 議案第61号 木城町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

- 日程第14 議案第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第63号 木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第64号 木城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第65号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第66号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第67号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第68号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第69号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第70号 財産の取得について
- 日程第23 議案第71号 財産の取得について
- 日程第24 議案第72号 教育委員会委員の任命について
- 日程第25 質問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第26 決算審査報告
- 日程第27 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第28 委員会付託の省略
- 日程第29 議案に対する質疑
- 日程第30 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第31 散会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
- ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
- 2) 町長の行政報告
- ①町長の政務報告

②報告第4号 繼続費精算報告書について（簡易水道事業会計）

③報告第5号 令和6年度健全化判断比率について

④報告第6号 令和6年度資金不足比率について

3) その他の行政報告

①報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

日程第4 議案第52号 令和6年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第53号 令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第54号 令和6年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第55号 令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第56号 令和6年度木城町簡易水道事業会計決算認定について

日程第9 議案第57号 令和6年度木城町下水道事業会計決算認定について

日程第10 議案第58号 令和6年度木城町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第11 議案第59号 令和6年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第12 議案第60号 木城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第13 議案第61号 木城町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について

日程第14 議案第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第63号 木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第64号 木城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第65号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第66号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第4号）

日程第19 議案第67号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第68号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第69号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第70号 財産の取得について

日程第23 議案第71号 財産の取得について

日程第24 議案第72号 教育委員会委員の任命について

日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第26 決算審査報告

日程第27 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任

日程第28 委員会付託の省略

日程第29 議案に対する質疑

日程第30 各常任委員会・特別委員会議案審査付託

日程第31 散会

出席議員（9名）

| | |
|-----------|------------|
| 1番 矢野 哲也君 | 2番 荒川 浩君 |
| 3番 久保富士子君 | 5番 桑原 勝広君 |
| 6番 中武 良雄君 | 7番 後藤 和実君 |
| 9番 甲斐 政治君 | 10番 中竹 義一君 |
| 11番 眞鍋 博君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

| | |
|-------------|---------------|
| 事務局長 黒木 宏樹君 | 議事調査係長 廣瀬 孝一君 |
| 書記 日高 真衣君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|--------------|--------|
| 町長 ----- | 半渡 英俊君 | 副町長 ----- | 萩原 一也君 |
| 教育長 ----- | 恵利 修二君 | 総務財政課長 ----- | 小野 浩司君 |
| 会計管理者 ----- | 長友 三保君 | 地域政策課長 ----- | 壱岐 和寿君 |
| 環境整備課長 ----- | 長友 渉君 | 教育課長 ----- | 谷岡 潔君 |
| 税務課長 ----- | 平野 大輔君 | 福祉保健課長 ----- | 西田 誠司君 |
| 町民課長 ----- | 濱砂 光章君 | 産業振興課長 ----- | 藤井 学君 |
| 代表監査委員 ----- | 桑原 正憲君 | | |

午前9時00分開会

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださいようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

なお、本定例会はクールビス対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋 博） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから、令和7年第7回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

令和7年第7回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、9月1日を開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（眞鍋 博） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、後藤和実君、9番、甲斐政治君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（眞鍋 博） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの8日間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から9月12日までの8日間に決定いたしました。

次の日程第3の前に、私のはうから1件ご報告いたします。

審決報告、久保富士子議員より、木城町議会が令和5年12月14日付で久保富士子議員に対して行った木城町議会における本会議での陳謝処分及び出席停止処分の取り消しを求める事案について、令和7年6月4日に宮崎県知事より、令和5年12月27日付で提起のあった本件申請のうち、本件陳謝処分の取り消しを求める申請を却下し、木城町議会が令和5年12月14日に久保富士子議員に対して行った本件出席停止処分を取り消す審決がされました。

審決の結果を真摯に受け止め、今後こういったことが起こらぬよう、議会の信頼回復に努めて

まいりたいと思っております。

以上で、報告を終わります。

日程第3. 諸報告

○議長（眞鍋 博）　日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告については、別紙がお手元に配付しておりますので、それにより報告に代えます。

これで、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。

まず、町長の政務報告について、次に、報告第4号継続費精算報告書について、簡易水道事業会計、報告第5号令和6年度健全化判断比率について、報告第6号令和6年度資金不足比率について、登壇の上、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君）　本日、令和7年第7回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはまだなお残暑厳しい中、しかも台風一過の下にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

日頃から議員の皆様には、小さくてもキラリと光るまちづくりに、ご理解、ご支援、ご助言を頂いておりますことに、心から感謝を申し上げます。

本定例会におきましては、決算認定案6件、未処分利益剰余金処分2件、条例案6件、補正予算案4件、財産の取得2件、人事案1件、諮問1件、合わせまして、22件の付議事件のご審議をお願い申し上げますとともに、報告を4件させていただきます。

ご審議くださいまして議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、政務報告の前に、6点報告をさせていただきます。

1点目は、現時点での台風15号の対応及び被害状況について、タイムラインに報告させていただきます。

熱帯低気圧から台風になるととの情報を得て、昨日午前8時に危機管理係と台風対策協議を行い、各課長に準備を促しました。

午後4時31分に大雨警報が発令されたことに伴い、情報連絡本部いわゆるA号配備を配置し、午後5時30分に災害警戒本部、B号配備を設置し、避難呼びかけをコスモス通信等で行いました。午後6時5分には、レベル4に当たる土砂災害警戒情報が発令されています。

避難所として木城学園、福祉避難所として輝らら、自主避難所として石河内公民館及び中之又

公民館に開設しましたが、いずれの施設も避難者はいませんでした。

午後9時45分には、土砂災害警戒情報が解除され、午後10時43分に大雨警報が解除されたことに伴い、高齢者等避難発令を解除し、情報連絡本部も解除いたしました。

被害等の調査は午前中から行いますが、現時点では床下浸水1軒、道路の倒木等を確認しております。今時点で、甚大な被害報告は受けておりません。

2点目は、川原自然公園交流拠点施設整備事業について、現在の状況をご報告させていただきます。

施設整備事業の本体工事が、5月22日と7月9日の2度にわたり、入札が成立せず、入札不調となりました。そのため、施設の開園が遅れることになり、当初計画の達成が困難となっております。このことにつきましては、大変重く受け止めており、開園を楽しみしておられた町民の皆様、利用者の皆様、全ての関係者の皆様に心から深くお詫び申し上げます。

この事業は、川原自然公園のリニューアルを目的とした事業として、国の令和5年度補正予算でありました国のデジタル田園都市国家構想交付金を財源とした事業であります。この間、物価高騰による基本・実施設計業務委託の延長に伴い、令和7年度での本体工事となっていました。

今回の入札不調を受けまして、原因の究明とともに、今後の対応につきまして、宮崎県総務部長、宮崎県市町村課、内閣府地方創生推進事務局、九州財務局宮崎財務事務所に状況説明や協議を行い、ご指導とご助言を頂いております。

その結果、国のデジタル田園都市国家構想交付金を財源とした事業は、年度内の事業完了が困難であり、また、令和8年度への再繰越もできないことから、同交付金を活用した事業計画の見直しを行うことといたしました。

今後、速やかに事業目標、総事業費、事業期間、執行期間における執行計画などについての新たな事業計画を作成してまいります。

財源につきましては、財源補足の見通しを誤ることがないよう、国のお手伝い地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第二世代交付金であります。この第二世代交付金の事業採択に向けて全力を傾けてまいります。

繰り返しになりますが、川原自然公園は、本町の重要な観光施設であり、町の新たな魅力向上に寄与する施設であり、さらには関係人口や交流人口の拠点施設となるものでありますので、早期開園に向けた取組を全力で進めてまいります。

3点目は、国指定の重要無形民俗文化財、米良の神楽を構成する中之又神楽が、7月30日に大阪・関西万博のローカルジャパン展で神楽を披露いたしました。

ローカルジャパン展は、全国43の自治体が伝統芸能や技能、先端技術などを出し、地域の魅力を発信するものであります。中之又神楽はステージイベントとして神楽を舞ったところであります。

す。10月に行われます第41回木城ふるさとまつりで、万博と同じ演目が上演されることになっております。

神楽の継承に一筋の明かりが見えたとともに、中之又地区の再生事業に弾みと期待感、住民や関係者にとっても誇りが持てた万博での上演だったものと考えております。

4点目は、今年の夏は命にかかる危険な暑さの連続でしたが、猛暑に負けず、木城学園の子どもたちが学力面、運動面で大活躍をしてくれました。

学力面では、全国学力学習状況調査において、6年生は国語、算数が県及び全国平均以上、理科は県平均をやや下回っている状況となっております。9年生は国語、数学とも県平均を上回っておりますが、理科は県平均をやや下回っている状況となっております。

また、県主催の7年生から9年生までの数学テストは、全学年とも県平均を上回っております。同じく、県主催の8年生から9年生における英語テストは、8年生が県平均を上回っておりますが、9年生はやや県平均を下回っているという状況であります。

中学校総合体育大会では、ソフトテニス、卓球、バレー、陸上が県大会に出場いたしておりますが、惜敗しております。

5点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。

このことにつきましては、定例会ごとに、政務報告の中で報告をさせていただいております。6月議会定例会以降の経過等でありますが、6月議会定例会で報告したことと変わりはありません。

教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康郎弁護士が木城町の交渉代理人となつていただいております。当初12名の相続人でしたが、このうち1人の方がお亡くなりになり、その方の相続人2人を加えますと、故長友和吉様の相続人としては13名となっております。これまで13名の相続人に対して謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に解決を図ってきておりまして、9名の方々に賠償金を支払い、和解契約を締結しております。残りの4名は謝罪も賠償金も受け入れられないとなっております。引き続き、残りの4名の相続人に対しましては、和解交渉を継続して解決を図ってまいります。

6点目は、令和6年6月28日付で、原告久保富士子氏より議会設置者である町長、被告木城町長半渡英俊に対して、損害賠償請求事件の訴状の件であります。

このことにつきましても、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいております。訴状の内容は、町議会及び町議会議長が、その権限を逸脱して違法な懲罰処分等をなしたことに対する精神的苦痛と、これに対する慰謝料総額176万円を請求するというものです。

町といたしましては、訴訟代理人弁護士に近藤日出夫弁護士、近藤央国弁護士、松岡孝浩弁護士にお願いをし、肃々と対応しております。

6月議会の定例会以降の経過等でありますと、第7回口頭弁論が7月9日にウェブ方式で行われております。内容は、双方の準備手続に対する準備書面の手續及び反論書面となっております。なお、第8回口頭弁論が9月議会開催中の9月11日にウェブ方式で行われることとなっております。

それでは、6月議会定例会以降の町長の政務について、お手元の政務報告により報告をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

はじめに、6月17日から18日まで上京し、宮崎県町村会の役員で、宮崎県東京事務所、県選出国會議員、総務省及び国交省など関係省庁を表敬訪問し、令和7年度予算等に関するお礼と、令和8年度予算に関する要望活動を行いました。

次に、20日でございますが、午前中は副会長を仰せつかっております一般社団法人宮崎県治山林道協会の第13期定時総会が開催され、災害に強い林道等の路網整備の強力な推進と、民有林治山事業の確保による緑の国土強靭化の推進を図っていくことを決議いたしました。

午後からは、児湯広域森林組合の労働安全衛生大会に出席し、児湯郡町村長会を代表して挨拶をさせていただきました。貴重な森林資源の活用と利活用にご尽力いただいていることに感謝を申し上げた上で、安全第一及び安全安心の作業で、森林資源を次世代に引き継いでいただきたいと申し上げました。

21日には、リバリストで宮崎県防災士養成研修基礎コースが行われ、激励と期待の挨拶をさせていただきました。防災士の資格を取られた方が1人でも多くいるということは、住民にとっても市町村長にとっても大変心強いパートナーになるものと思っていますし、特に共助、近助の分野で減災につながる人材となるものと期待をしております。

次に、23日です。高鍋警察署長と連名で、みどりの杜木城学園の6年生をハンドアップマイスターとして任命いたしました。6年生は、登校班の中で最上級生となりますので、下級生のお手本となるという自覚を持って、積極的に手上げ横断に取り組んでくださいとお願いをいたしました。

次に、24日です。午前中に、理事を拝命しております公益社団法人宮崎県畜産協会の定時総会に出席いたしました。畜産協会は、畜産農家への経営支援対策、畜産物価格対策、衛生指導対策を通じて、本県の畜産振興に向けた幅広い活動を行っている団体であります。

午後からは、理事を拝命しております公益社団法人宮崎県農業振興公社の定時社員総会及び理事会に出席しました。農業振興公社は、1点目に担い手への農地の集積・集約化、2点目に担い手の確保・育成、3点目に畜産経営のための生産基盤の推進に取り組んでいます。総会において、役員改選が審議され、引き続き理事を拝命いたしました。

次に、25日です。午前中は、15年目の畜魂祭を開催し、家畜伝染病阻止の思いを共有し、常に常在危機の意識を持って防疫の徹底を図っていただきたいと申し上げました。

その後、宮崎県水源林造林協議会の第62回通常総会が開催されましたので出席いたしました。この協議会は、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターと分取造林契約を締結した造林地所有者・造林者等を会員として組織され、水源林造成事業を推進する機関であります。木城町は、今年度から会員となり、情報等を共有しながら、水源地域の森林整備と地域林業の振興を図ってまいりたいと考えております。

午後からは、第81回国スポ・障スポ大会の第2回木城町実行委員会を開催いたしました。令和9年度の宮崎大会に向けて、鋭意準備を進めてまいります。

木城町では、正式競技のスポーツクライミングのリハーサル大会を7月3日から4日に、本大会を10月2日から4日にかけて開催いたします。公開競技のエアロビックは、8月21日から22日にかけて、デモンストレーションスポーツのエンジョイエアロビックは、6月6日に開催することが決まりました。なお、開催場所は、町グラウンド及び町体育館であります。

次に、28日です。木城町ふるさと振興協会主催による3回目のここk o nマルシェin木城が、町体育館及びリバリス駐車場で開催されました。キッチンカー、アクセサリーや雑貨などを扱うマルシェなど、普段の祭りとは違うイベントであります。木城の隠れた魅力の発信はもとより、子どもたちに夢を与えるイベント、そして木城町が元気になるイベントとして定着し、盛大になってきていることをうれしく思っております。

次に30日です。第6回木城町議会臨時会を開催し、多世代交流・子育て支援施設（子ども交流センター）新築工事請負契約を議決いただきました。これにより、子どもと地域の未来を育む子育て・教育環境が整ってまいります。

また、防災と福祉の連結の一助となる在宅サービスB C P支援システムの委託料を含む一般会計補正予算についても議決をいただきました。議決に関しましてお礼を申し上げます。

2ページをごらんください。

次に、7月1日から2日にかけて上京いたしました。

1日は、ふるさと財団、宮崎県東京事務所、県選出国会議員に令和7年度予算等に関するお礼と、令和8年度予算に関する要望活動を行いました。

2日の午前中は、全国山村振興連盟の理事会に出席をし、令和6年度の事業報告及び収支決算を承認し、令和8年度山村振興関連予算・施策に関する要望書を承認し、政府並びに国会に要請することを確認いたしました。併せて、国会議員発議の時限立法であります山村振興法が与野党の合意を得て、令和7年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことが報告をされました。

午後からは、総務省自治行政局地域政策課の橋本課長を表敬訪問し、これまでの指導・助言にお礼と感謝の意を伝え、第二世代交付金事業を活用した学びと遊びを包括した魅力探求プロジェクトの採択に向けてお願いをいたしました。このことにつきましては、後日事業の採択をいただいております。

その後、農林水産省農業環境対策課の松本課長を表敬訪問し、有機農業振興に関する助成事業についてのアドバイスを頂いたところであります。

次に、6日です。より多くの方々に参加していただきたい、見ていただきたいという思いから、国交省、東児湯消防組合、同志社大学の立木教授、出店者等にご協力、ご支援を頂いて、木城町消防フェスタを開催いたしました。また、小型ポンプ積載車操法、小型ポンプ操法及び自動車ポンプ操法の技術発表も実施したところであります。

次に、8日です。宮崎県町村会として、日隈副知事に対面方式で、令和8年度県の予算編成及び施策について、21項目の要望をいたしました。

特に、1点目にデジタル化施策の推進について、2点目に少子化対策と子ども・子育て政策の推進について、3点目に道路の整備について要望いたしました。

特に、システム標準化への移行については、木城町は今のところも同じですが、全額国費で賄われておりますが、運用経費につきましては移行前と比べて2倍となることから、地方公共団体システム標準化に伴う運用経費を国費で負担していただくよう、国に強く働きかけをしていただきたい旨をお願いしたところであります。

次に、12日は、大学との連携事業報告会等に出席し、お礼と感謝を申し上げました。はじめに、九州医療科学大学連携事業として、北沢監督にお越しをいただき、「こわれること　いきること」の上映会を開催いたしました。

また、夕刻からは、南九州大学の陳教授が開発された黒皮カボチャと西洋カボチャを掛け合わせた南九ブラックボールNo.3の収穫祭及び試食会を行いました。今後、有機栽培で生産者が栽培し、木城の有機ブランドとしての取組を始めてまいります。

3ページをご覧ください。

次に、17日から19日まで上京いたしました。

17日には、公有林野全国協議会の理事会・総会が開催され、宮崎県を代表して出席をいたしました。公有林野協議会は、公的主体による森林整備や施業集約化を核として、必要な予算を確保し拡充していくために、森林環境譲与税の活用方策や公有林野事業を推進しております。

午後からは、内閣府地方創生推進事務局の大瀧参事官に面会し、デジ田交付金事業による川原自然公園の交流拠点施設整備事業の入札不調について報告をし、一連の手続等についてのお詫びを申し上げ、今後の対応・対策についても意見交換することができました。

また、デジ田交付金事業の採択に向けてご尽力いただきました、江藤拓議員及び松下新平議員にも、入札不調についての報告と一連の手続に関してのお詫びを申し上げたところであります。

18日には、木城町グルメフェアを開催していただいておりますビストロ向日葵を訪問し、21日までのフェア開催協力に対するお礼と感謝を申し上げました。

次に25日ですが、6生産者から25頭の出品を得て、第41回木城町肉牛枝肉共励会を開催いたしました。グランドチャンピオンは、昨年に引き続き篠原智和さんが受賞されました。飼料や資材、燃油の高騰、防疫対策、さらには子牛価格の下落と枝肉価格の低迷など、大変なご苦労があることとは思いますが、生産者の皆様が希望をもって継続して良質な肉牛を生産されますよう引き続き応援・支援をしてまいります。

なお、篠原智和さんは、先週行いました農協の子牛品評会においてチャンピオンを取られています。木城町で子牛のチャンピオンが出たのは、私が記憶する限り初めてであります。できましたら、自家保有していただいて、母牛としていい子牛をたくさん産んでいただきたいなと思っています。

なお、篠原さんのところは、神奈川県の横浜のほうに焼肉のしのはらというお店を先日オープンされております。

次に、31日から8月4日まで、宮崎県町村会によるベトナムでの町村長海外行政調査に参加をいたしました。本県においても、人口減少と働き手不足が深刻化しており、地域経済の持続可能性に対する危機感が高まっています。

そこで、こうした課題の解決策の一つとして、外国人材の活用が有効と考え、外国人受入れのための総合的な支援体制の構築を加速するために視察研修を行いました。視察研修先の選定につきましては、本県で就労する外国の労働者が一番多い国でありますベトナムを選定したところであります。

訪問先は3か所。1か所目は、農業系大学としてベトナムで最も歴史と権威のある大学で、宮崎県及び宮崎大学との連携協定を提携していますベトナム国立農業大学。

2か所目は、農業分野における日本への技能実習生の送り出し機関であるリエンベト開発株式会社。

3か所目は、ベトナムと九州をつなぐワンストップの対応とサービスを行っている九州プロモーションセンターで視察研修をしました。なお、この九州プロモーションセンターのオーナーは宮崎県にもありますが、日米商会であります。

さらには、ハノイ県人会の役員の皆様と懇談会を行い、ベトナムと宮崎とのより良い関係づくりや、各方面での連携協定等について意見交換をさせていただきました。

今後、県に対してスムーズな外国人材の受入れを図るための一本化した組織の構築を要請して

まいります。

8月5日でございますが、県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会が美郷町役場で開催され、眞鍋議長、桑原産業文教常任委員長とともに出席をいたしました。

この同盟会は、平成5年10月に、日向市、美郷町、木城町、西都市の首長、議長、関係常任委員長で組織され、東郷西都線の抜本的整備の早期実現を目指して、県知事等に対して要望活動を行っております。

今年も、過疎対策や山村振興、広域観光振興対策に欠かせない道路である県道東郷西都線について、知事、県議会議長、県土整備部長に対して、1点目に松尾工区、松尾ダム工区、鹿遊工区、平原工区間の早期完成、2点目に尾鈴橋付近及び松尾トンネル付近など未改良区間の早期整備、3点目に事業費の十分な財源確保と道路整備の予算の確保について要望することになりました。

なお、町内において、ある団体が核廃棄物持ち込み拒否条例に関するアンケート調査を行っております。その趣意書の中に、東郷西都線が核のごみ搬入のために道路整備が行われている旨の記述があるとお聞きをいたしました。これは全くのデマゴギーであり、本町議会議員の一人を含め、関係者には事実に基づいたアンケート調査を求めたいと思います。

次に、6日でございますが、みやぎんCSR型私募債に係る寄附を、木城林産株式会社から令和4年4月以来となる2度目の寄附を頂きました。町内経済賑わい創出及び雇用など、地域貢献及び社会貢献をなされていることに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

次に、7日でございますが、航空自衛隊新田原基地に本年度8機の配備が決まっています最新鋭のステルス戦闘機F-35Bについて、通常着陸に加え、垂直着陸やスローランディングを行い、騒音を体験する機会を頂きました。

特に、垂直着陸は騒音時間が長く、騒音もかなり大きいものと感じたところであります。今後は、丁寧に周辺住民の理解をいただく努力が大事なことだと思ったところであります。

4ページをご覧ください。

次に、15日でございますが、城山忠魂碑前で、木城町戦没者供養祭を行いました。春夏秋冬、季節の訪れは変わりありませんが、戦後80年、戦後は年ごとに遠くなっていることを感じます。

ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルとパレスチナの紛争など、世界の緊張が高まっている今、戦災を通じて学び得た教訓を次の世代に伝え、恒久平和を築くために努力をしていくべきものと思います。

次に、21日でございますが、黒木高鍋町長、宮崎川南町長と私の3人で、九州防衛局に赴き、竹鳩橋の架け替えを含む、新田原基地周辺の町道整備について要望活動を行いました。高率補助での防衛省補助金をお願いをしたところであります。

次に、8月26日から27日まで、九州電源地域連絡協議会会長の私と、副会長の熊本県苓北町の山崎町長で、九州経済産業局並びに資源エネルギー庁及び内閣府に赴き、要望活動を行いました。現行の補助事業の交付対象要件の緩和と弾力的運用、関連補助金の重点配分と優先採択等を要望いたしました。

世界的にエネルギー事情が厳しい中、九州の電源地域が果たすべき役割は、ますます重要になってきているものと認識しております。その上で、安定した電力供給を目指し、地域振興と住民福祉の向上に尽力してまいります。

次に、9月3日でございますが、NTTデータカスタマサービス株式会社から、今年の3月に企業版ふるさと納税として300万円の寄附を頂きましたので、感謝状を贈呈いたしました。石河内地区でスマート農業、いわゆる石河内地区で有害鳥獣対策の実証実験を行っていただいております。

ちなみに、令和6年度の寄附額は、「みんなで創る、明日に向けて翔くまち、木城」実現プロジェクトに対しまして、4社で610万円となっております。令和7年度は、「Inclusive Town Kijio」実現プロジェクトに対して、8月末現在、5社で320万4,800円となっています。

なお、企業版ふるさと納税に関する情報等につきましては、企業名及び寄附金額の非公表を希望される企業がありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他の用務につきましては、お手元の政務報告書でご確認いただきますよう申し上げまして、町長の政務報告を終わらせていただきます。

続きまして、報告第4号から報告第6号について、町長の行政報告をいたします。なお、その他の行政報告であります報告第7号につきましては、教育長から報告をいたさせます。

はじめに、報告第4号。報告第4号は、継続費精算報告書についてであります。

令和5年度より継続で施工しておりました第2水源地整備工事が令和6年度で終了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第5号。報告第5号は、令和6年度健全化判断比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

実質公債費比率は3.4%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がないため算定されません。また、将来負担比率も将来負担額を充当可能財源等が上回るため算定されません。

次に、報告第6号。報告第6号は、令和6年度資金不足比率についてであります。地方公共團

体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

木城町簡易水道事業会計並びに木城町下水道事業会計とも資金不足はありません。

以上で、町長の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（眞鍋 博） 町長の行政報告が終わりました。

次に、その他の行政報告を行います。

報告第7号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、登壇の上、教育委員会教育長の報告を求めます。教育長。

○教育長（恵利 修二君） 失礼いたします。報告第7号をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和6年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について報告をいたします。

さて、評価等報告書の1ページ以下にありますように、点検評価の考え方及び点検評価項目、点検評価の基準に沿って行った各項目の評価結果を基に、第3者の教育委員会評価等委員の意見を求めて、各項目ごとに理由を記述しております。

それでは、令和6年度分の教育委員会評価で新たな取組を行ったところ、またはB評価の内容を中心に報告をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

中項目（7）の小項目③みどりの杜木城学園開校に伴う各種行事の実施では、木城学園のグラウンドやテニスコート、遊びの庭が完成し、講演会や完成セレモニー等の行事を実施することができたことから、A評価となっております。

次に、4ページをご覧ください。

中項目（1）教育行政の運営に関する基本方針を定めることについては、3年に一度行います町教育大綱の改定を行うことができました。

その下、中項目（2）教育委員会条例、規則及び規程を制定し、または改廃することにつきましては、みどりの杜木城学園テニスコート完成に伴い、関連規則の改正を行いました。

同じく（9）教科用図書の採択の決定につきましては、児湯採択地区協議会の選定に基づき、中学校、義務教育学校におきましては後期課程の教科用図書の採択を行うことができました。これらのことから、A評価となっております。

次に、6ページをご覧ください。

中項目（1）学校教育の充実、②心の教育の充実については、4つ目の中点で、郷土の先輩を招いた講演会を実施しました。木城町にゆかりのある方、俳優の金田誠一郎氏を講師としてお迎えして、5年生から9年生、そして一般の町民を対象に、生き方や志に関する講話を実施したこ

とを含めて、A評価となっております。

次に、8ページの中項目（2）①生涯学習の推進につきましては、2つ目の中点で、生涯学習のつどい大会を、みどりの杜木城学園植樹記念事業と合同で開催しまして、表彰のほか、元阪神タイガース監督矢野燿大氏による講演会や野球教室を行い、町民の参加を得たなどを含め、A評価となっております。

次に、9ページをご覧ください。

同じく中項目（2）の小項目②社会教育の推進の4つ目の中点ですが、地域担当職員制度につきましての課題があり、B評価になっております。

同じく9ページ、小項目③青少年教育の推進につきまして、6年度より埼玉県毛呂山町との交流で、毛呂山の子どもたちが木城町を訪れており、1番目の中点で、ジュニアリーダーの活動として毛呂山町との交流事業を行い、その他様々なイベントに参加し、企画運営を行い、年度末には実践発表を行いました。

さらに、3つ目の中点では、町図書室が幼児期の心の育成や読書に関心を深めるために、リバリスト図書室に加え、めばえ保育園やどんぐり保育園、児童クラブの活動において、絵本の読み聞かせを実施したなどの取組から、A評価となっております。

さらに、次に10ページをご覧ください。

中項目（2）の小項目⑤芸術文化の振興と文化遺産の保護の5つ目の中点で、国指定重要無形民俗文化財、米良の神楽、中之又神楽の国立能楽堂公演発表を無事に終えることができ、次の中点ですが、高城合戦ウォーキングマップ修正や、高城合戦資料看板を作成し、普及啓発につなげることができました。

しかし、下から2つ目の中点で、文化財処分問題について解決に向けての交渉が続いていることから、B評価としております。

最後に11ページ、中項目（2）小項目⑥生涯スポーツの振興においては、4つ目の中点ですが、スポーツ少年団活動では結団式を実施したほか、少年団フェスタでは令和9年に開催される国民スポーツ大会実施競技のボルダリングを体験しました。

また、スポーツ推進委員によるニューススポーツを行うなど、青少年のスポーツ推進に寄与することができました。下から2つ目の中点では、国民スポーツ大会実施に向けて、町準備委員会から町実行委員会へ移行し、第1回の総会や専門委員会を開催し、組織体制を整えました。

さらに最後の中点におきまして、木城町ふるさとまつりなどのイベントにおいて、スポーツクライミングの無料体験を実施し、機運の醸成を図り、木城学園のクラブ活動にもスポーツクライミングや公開競技となっておりますエアロビックを取り入れるなど、学校との連携も図ったところから、A評価となっております。

最後になりますが、12、13ページは、評価委員の方々によります総合評価を頂き、取りまとめをしております。

実施内容等につきましては、継続的に取り組んでほしいというご意見や、例えば子どもたちの命を守る教育の推進などのご意見を頂きながらも、全体的には評価とご理解を頂いたところであります。

さらに、ご意見やご提言を今後の教育委員会の管理運営や新たな取組、事業の改善に反映させていきたいと思っております。さらに、工夫して充実した学校教育、社会教育活動、木城町が誇る文化財のより一層の保存活用の充実に努めてまいりますとともに、一昨年度4月に開校しました義務教育学校の教育活動を他に誇れる充実したものになるよう、邁進してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（眞鍋 博） その他の行政報告が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 議案第52号

日程第5. 議案第53号

日程第6. 議案第54号

日程第7. 議案第55号

日程第8. 議案第56号

日程第9. 議案第57号

日程第10. 議案第58号

日程第11. 議案第59号

日程第12. 議案第60号

日程第13. 議案第61号

日程第14. 議案第62号

日程第15. 議案第63号

日程第16. 議案第64号

日程第17. 議案第65号

日程第18. 議案第66号

日程第19. 議案第67号

日程第20. 議案第68号

日程第21. 議案第69号

日程第22. 議案第70号

日程第23. 議案第71号

日程第24. 議案第72号

日程第25. 質問第1号

○議長（眞鍋 博） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第4、議案第52号から日程第25、質問第1号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求める。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第52号から議案第72号及び質問第1号に至る22件の付議事件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号から56号につきます決算認定につきましては、令和6年度決算説明資料に基づいて提案理由を申し上げますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、はじめに、議案第52号。議案第52号は、令和6年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和6年度決算説明資料、1ページをご覧ください。

令和6年度の現年度分にかかる当初予算は55億4,600万円でしたが、補正予算等を含めた最終予算は82億8,595万3,000円となり、前年度予算額69億2,350万6,000円と比較しますと、19.7%増の予算規模となりました。

この予算に対し……。暫時休憩をお願いします。

○議長（眞鍋 博） 暫時休憩といたします。

午前9時47分休憩

午前9時50分再開

○議長（眞鍋 博） それでは、引き続き会議を開きます。

○町長（半渡 英俊君） それでは、最初からご説明をさせていただきます。

議案第52号は、令和6年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和6年度決算説明資料1ページをご覧ください。

令和6度の現年度分に係る当初予算は55億4,600万円でしたが、補正予算等を含めた最終予算は82億8,595万3,000円となり、前年度予算額69億2,350万6,000円と比較しますと、19.7%増の予算規模となりました。

この予算に対し、決算額は歳入67億85万3,000円、歳出52億1,110万1,000円で、翌年度に繰り越すべき財源8億1,834万7,000円を差し引いた実質収支額は、6億

7,140万5,000円となりました。

一般会計につきましては、令和6年度も収支の均衡は取れましたが、町税の減少や社会保障費の増加など、将来の財政の硬直化が予想されることから、これまでどおり財政健全化に努め、住民ニーズに適切に対応した福祉向上と地域の発展、教育の充実、農林業活性化などを図りながら、行財政運営を進めてきたところであります。

なお、歳入歳出の状況につきましては、令和6年度決算説明資料2ページから9ページのとおりであります。

次に、議案第53号。議案第53号は、令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和6年度決算説明資料10ページ及び11ページをご覧ください。

令和6年度決算は、歳入6億768万1,000円、歳出5億8,314万円で、差し引き2,454万1,000円の実質収支額となりました。

歳入は、県支出金3億9,577万円で65.11%、国民健康保険税1億773万4,000円で17.7%、繰入金9,052万8,000円で14.9%の順となっています。

歳出は、保険給付費3億7,909万4,000円で65%、国民健康保険事業費納付金1億6,134万4,000円で27.7%、総務費2,793万円で4.8%の順となっています。

次に、議案第54号。議案第54号は、令和6年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和6年度決算説明資料12ページから14ページをご覧ください。

令和6年度の保険事業勘定の決算は、歳入7億8,282万4,000円、歳出7億2,423万9,000円で、差し引き5,858万5,000円の実質収支額となりました。

歳入は、国庫支出金2億393万8,000円で26.1%、支払基金交付金1億8,706万9,000円で23.9%、繰入金1億4,193万7,000円で、18.1%の順となっています。

歳出は、保険給付費6億2,207万9,000円で、85.9%、地域支援事業費5,355万5,000円で7.4%、総務費3,469万6,000円で4.8%の順となっています。

サービス事業勘定の決算は、歳入741万8,000円、歳出687万2,000円で、差し引き54万6,000円の実質収支額となりました。

歳入は、サービス収入398万5,000円で53.7%、繰入金328万円で44.2%の順となっています。

歳出は、サービス事業費380万4,000円で55.4%、総務管理費293万6,000円で42.7%の順となっています。

次に、議案第55号。議案第55号は、令和6年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和6年度決算説明資料15ページ及び16ページをご覧ください。

令和6年度の決算は、歳入8,499万1,000円、歳出8,407万3,000円、差し引き91万8,000円の実質収支額となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険料5,300万8,000円で62.4%、繰入金3,163万9,000円で37.2%の順となっています。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金8,028万5,000円で95.5%、総務費353万4,000円で4.2%の順となっています。

次に、議案第56号。議案第56号は、令和6年度簡易水道事業会計決算認定についてであります。

令和6年度決算における収益的収支につきましては、収入が給水収益、他会計補助金など1億7,055万2,146円に対して、支出は施設の維持管理費などの1億3,426万837円がありました。

その結果、当年度純利益は369万9,063円となりました。

また、資本的支出は建設改良費及び企業債償還金で4億1,098万6,269円であります。

これらの財源として、企業債及び他会計補助金の資本的収入2億9,544万6,000円を充て、残りの不足額5,154万円につきましては、引継金で補填しております。

次に、議案第57号。議案第57号は、令和6年度木城町下水道事業会計決算認定についてであります。

令和6年度決算における収益的収支につきましては、収入が下水道使用料、他会計補助金など2億873万147円に対して、支出は施設の維持管理費、減価償却費などの1億9,271万953円がありました。

その結果、当年度純利益は1,512万7,913円となりました。

また、資本的支出は道路改良費及び企業債償還金の1億927万7,203円であります。

これらの財源として、工事負担金、国庫補助金、企業債の資本的収入496万7,000円を充て、残りの不足額1億431万203円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び損益勘定留保資金で補填をしております。

次に、議案第58号。議案第58号は、令和6年度木城町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

令和6年度木城町簡易水道事業会計未処分利益剰余金369万9,063円を減債積立金として積立するに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであ

ります。

次に、議案第59号。議案第59号は、令和6年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

令和6年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金3,513万3,469円を減債積立金として積立するにあたり、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号。議案第60号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。

近年の行政課題に対する専門性や高度化・複雑化する住民サービスへの対応等から、より専門的知識や経験を必要とする業務内容が増加・拡大してきております。これから行政課題等に効率的かつ迅速に対応するため、専門的必要性のある分野において専門的能力を有するまたはその経験を有効的に活用できる人材を柔軟に確保し、期限を定めて採用することにより、職員の適正管理と配置の中で業務の能率的運営の確保に努めるための条例を制定するものであります。

次に、議案第61号。議案第61号は、木城町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてであります。

令和3年5月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化され、その作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供についても規定をされたところであります。

本町におきましても、今年度より本格的な個別避難計画の作成と災害時ケアプランの作成に取り組んでおり、その避難行動要支援者名簿の提供と関係者に関する情報等を規定することにより、災害時の円滑かつ迅速な避難支援を実施し、もって要支援者の生命または身体等の保護に努めることを目的に本条例を制定するものであります。

次に、議案第62号。議案第62号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国の人事院規則の一部改正により、令和7年10月1日から施行される職員の育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を、利用しやすい勤務環境の整備に対応するための条文を追加するものであります。

主な改正内容としましては、妊娠・出産等についての申出をした職員に対する育児休業制度の情報提供の義務付け、3歳に満たない子を療養する職員に対し、育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意思確認を義務付けるものであります。

次に、議案第63号。議案第63号は、木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国の人事院規則の一部改正により、令和7年10月1日から施行される職員の育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を、利用しやすい勤務環境の整備に対応するため、育児休業等に関する規定を改正するものであり、これまで1日2時間を超えない範囲で請求できる育児部分休業が、これまで1日2時間を超えない範囲で請求できる第1号部分休業と、年間77時間30分を超えない範囲で請求できる第2号部分休業に分けられ、選択して取得できることになります。

次に、議案第64号。議案第64号は、木城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今般の物価高騰等における交通機関料金体系の多様化、宿泊料金の変動等により、令和7年4月から国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例別表に定める本町における旅費基準額の見直しを行い、並びに宿泊料が基準額を超える場合においては、国家公務員等の旅費支給規程を上限とした実費額により支給するための改正を行うものであります。

次に、議案第65号。議案第65号は、木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、農用地利用集積計画による農地の売買ができなくなったため、本条例の別表第2農業基盤強化促進法による嘱託登記手数料を削除するものであります。

次に、議案第66号。議案第66号は、令和7年度木城町一般会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、川原自然公園交流拠点施設整備事業に係る町債の償還及び令和6年度実施の定額減税補足給付金の不足額給付の支給並びに物価高騰に伴う義務教育学校給食費補助金の増額等を実施するため、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,146万円を追加し、予算の総額をそれぞれ64億5,769万7,000円にするものであります。

歳入の主なものは、繰入金増額2億6,118万円、繰越金増額6,740万5,000円、諸収入増額1,855万3,000円、財産収入増額1,111万1,000円、寄附金増額202万円等であります。

歳出の主なものは、公債費増額3億1,197万3,000円、民生費増額1,771万7,000円、土木費増額917万4,000円、教育費増額878万4,000円、商工費増額806万円等でございます。

次に、議案第67号。議案第67号は、令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ176万8,000円を追加し、予算

の総額をそれぞれ 7 億 2,191 万 2,000 円にするものであります。

歳入は、繰越金増額 825 万 2,000 円、国庫支出金増額 52 万 7,000 円、繰入金増額 15 万 4,000 円、国民健康保険税減額 716 万 5,000 円であります。

歳出は、総務費増額 68 万 1,000 円、予備費増額 58 万 7,000 円、諸支出金増額 50 万円であります。

次に、議案第 68 号。議案第 68 号は、令和 7 年度木城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

補正予算（第 2 号）は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,779 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 8 億 1,229 万 7,000 円にするものであります。

保険事業勘定の歳入は、繰越金増額 5,858 万 4,000 円、国庫支出金増額 169 万 7,000 円、繰入金減額 248 万 9,000 円であります。

歳出は、諸支出金増額 3,318 万 8,000 円、基金積立金増額 1,700 万円、予備費増額 1,009 万 3,000 円、総務費減額 248 万 9,000 円であります。

また、サービス事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 54 万 5,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 1,554 万 5,000 円にするものであります。

サービス事業勘定の歳入は、繰越金増額 54 万 5,000 円であります。歳出は、諸支出金増額 54 万 6,000 円、総務管理費増額 4 万 9,000 円、予備費減額 5 万円であります。

次に、議案第 69 号。議案第 69 号は、令和 7 年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）であります。

補正予算（第 2 号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 505 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 9,959 万 8,000 円にするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料増額 308 万 1,000 円、国庫支出金増額 159 万 5,000 円、繰越金増額 37 万 8,000 円であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金増額 308 万 1,000 円、総務費増額 159 万 5,000 円、諸支出金増額 37 万 9,000 円、予備費減額 1,000 円であります。

次に、議案第 70 号。議案第 70 号は財産の取得についてであります。

令和 7 年度みどりの杜木城学園情報機器を購入するにあたり、8 月 5 日に執行した随意契約により、N T T 西日本株式会社宮崎支店支店長横奥宏明が 2,719 万 4,200 円で落札し、取引に係る消費税 271 万 9,420 円を加え、2,991 万 3,620 円で契約するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 71 号。議案第 71 号は財産の取得についてであります。

多世代交流・子育て支援施設設備品購入事業にあたり、8 月 20 日に執行した指名競争入札によ

り、株式会社オフィスナガトモ、代表取締役時松昭彦が1,165万円で落札し、取引に係る消費税116万5,000円を加え1,281万5,000円で契約するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

主なものは、施設利用者用の机、椅子等の購入であります。

次に、議案第72号。議案第72号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員であります鳴海良廣氏の任期が令和7年9月30日で満了となるため、後任に倉永慎一氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間となります。

最後に、諮問第1号。諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に務めることを使命といたします。

現在委員として活躍されています中井裕子氏が、令和7年12月31日をもって任期満了となります、再度委員として中井裕子氏を推薦いたしましたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年間となっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして可決をしていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（眞鍋 博） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第26. 決算審査報告

○議長（眞鍋 博） 日程第26、決算審査報告を行います。

令和6年度の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算について、代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。代表監査委員。

○代表監査委員（桑原 正憲君） それでは、決算審査の報告をいたします。

令和6年度の歳入歳出決算書等の提出を受け、去る7月10日から7月31日までの日程で甲斐政治議選監査委員とともに審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計、基金の運用状況、財産の管理状況について監査基準によるほか、重点事項によって審査いたしました。

まず、一般会計について3ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

歳入総額は67億85万3,000円で、前年度と比べ8億696万1,000円の増、歳出総

額は52億1,110万1,000円で、前年度と比べて2,192万4,000円の増であります。

歳入歳出差引き14億8,975万2,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源8億1,834万7,000円を差し引いた実質収支は、6億7,140万5,000円です。この実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は4億6,279万円となっております。

5ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

財源の構成比を見ると、自主財源は64.2%、国県依存財源は35.8%です。自主財源は6.1%の増で、その主なものは財産収入240.3%の増、繰越金350.9%の増であります。国県依存財源は30.6%の増です。

その主なものは、地方特例交付金367.6%の増、町債115.9%の増であります。全体の対前年度増減率は13.7%の増となっております。

9ページをご覧ください。町債発行及び償還状況です。町債発行額は5億9,350万円であり、年度末現在高元金は34億2,383万9,000円であります。町人口4,680人の1人当たり負担額は73万2,000円であります。

同じく9ページで、次に収入未済額の状況です。収入未済額は6億7,006万7,000円であります、前年度と比べ4億1,956万8,000円の減です。主に町債3億4,830万円の減、県支出金3,754万9,000円の減によるものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

性質別歳出の状況及び推移では、義務的経費は構成比で見ますと34.5%、前年度と比べ0.6%の減です。投資的経費については12.2%で、前年度と比べ1.6%の増、他の経費については53.3%で、前年度と比べ1.0%の減がありました。

主な増減は、義務的経費で人件費7,869万6,000円の増、投資的経費で普通建設事業費1億5,452万7,000円の増、他の経費で補助費等7,398万9,000円の減がありました。

次に、13ページをご覧ください。補助金交付総額は減、委託料は増となっております。委託料は教育振興費、児童・高齢者福祉等、商工観光費、電子計算費の増加です。

次に、14ページをご覧ください。実質収支率は23.4%となっており、前年度と比べ16ポイントの増です。川原自然公園交流拠点整備事業によるものであり、計画的な執行を願いたいところです。

次に、経常収支比率は83.2%で、前年度の81.2%と比べ2.0ポイントの増です。この比率は、高いほど経常剰余財源が少なく、財政の硬直化が進んでいることを表しております。

次に、財政力指数は0.747で、前年度より0.036ポイントの減です。財政力指数は、高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言えます。

次に、公債費負担比率は3.6%です。公債費の比率は高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表しております。

次に、標準財政規模は28億7,148万8,000円で、前年度の28億2,521万6,000円と比べ4,627万2,000円の増加を見ました。この数値は、大きいほど財政力が強いと見ることができます。

続きまして、特別会計についてご報告いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計について15ページをご覧ください。

歳入総額6億768万1,000円、歳出総額5億8,314万円、歳入歳出差引き2,454万1,000円となっており、単年度収支は200万4,000円となっております。前年度と比べ歳入は5,852万7,000円の減、歳出は6,053万1,000円の減となっており、実質単年度収支は99万8,000円の減となっております。

次に、17ページをご覧ください。

国民健康保険税収入済額は1億773万4,000円で、前年度に比べ835万4,000円の減であります。収入未済額は727万9,000円で、不納欠損額はありません。

次に、介護保険特別会計の保険事業について、21ページをご覧ください。

歳入総額7億8,282万4,000円、歳出総額7億2,423万9,000円であり、実質収支は5,858万5,000円で、実質単年度収支は4,031万4,000円であります。

次に、介護保険特別会計、サービス事業について、26ページをご覧ください。

歳入総額は741万8,000円、歳出総額は687万2,000円で、実質収支は54万6,000円、実質単年度収支は41万5,000円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計について、29ページをご覧ください。

歳入総額は8,499万1,000円、歳出総額は8,407万3,000円で、実質収支は91万8,000円、実質単年度収支は57万7,000円であります。

33ページ以降の財産管理につきましては、基金につきましては適正に運用されていることを確認しました。引き続き慎重に法令条例に基づいた運用に取り組まれたいと思います。

それから、インフラ事業の簡易水道及び下水道事業の件で報告いたします。

令和5年度から地方公営企業法を適用し、経営や資産等の状況を把握できるようになりました。両事業において人口減少社会の到来や節水型社会への移行による収益の減少、施設の老朽化による更新、耐震性強化など様々な課題を抱えています。

中長期的な視点に立った経営戦略により、さらなる経営の健全化に努めるよう期待するものであります。町民生活において欠くことのできない重要なライフラインであり、施設の健全維持はもとより、効率的で安定した事業経営により、将来を見据えた計画的な取組をお願いしたいと思

います。

それから、意見書の一番最後の講評のところをお願いしたいと思います。37ページです。

令和6年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況、財産管理状況について審査した結果、それぞれの予算はその目的に沿って効率的に執行され、おおむね所期の目的を果たしているものと認められました。

また、各会計決算及び基金ともに計数に誤りはなく、関係諸帳票等証拠書類も整備されていることを認めました。

国内では、ウクライナ侵攻、イスラエル・イラン対立等に伴う原材料価格の高騰、米不足、12年にも及ぶ金利の長期緩和による円安等による物価高、総合指数では1982年以来の高水準を記録しております。

また、地球温暖化、気候変動の影響により容赦なく全国各地で水害等災害が発生しております。小丸川は2008年に現整備計画が設定され、2023年に整備方針を変更しています。本町において町民の不安や負担を軽減するためにも、万全を期していただきたいと思います。

本町の令和6年度の決算においては、町税、寄附金が減少、地方交付税、繰越金、町債が増加、経常収支比率は83.2%、前年度81.2%と比較して2ポイントの増となっております。

町債については、3億1,861万4,000円の増であり、歳入においては前年度より8億690万6,000円の増となっております。対前年度比率は13.6ポイントの増となっております。物価高への影響など、経済動向に左右される制度であるふるさと納税寄附額が2億514万3,000円の減少となっております。

ふるさと納税制度は、地方創生に貢献する一方で、返礼品競争の過熱化や都市部からの税収流出などの課題を抱えております。非常に厳しいルールの中で、総務省や各自治体が連携し、加工事業者の少ない小規模な町村に対しても、課題解決に向けた取組を強化する必要があると思います。

今後も、経済状況には注意しながら、寄附額の増加に期待したいものです。

財産管理においては、インフラ事業の簡易水道及び下水道事業は令和5年度から地方公営企業法を適用しております。令和6年度、本町では水質検査において有機フッ素化合物は検出されませんでした。健全で安定的な運営を望みます。

それから、みどりの杜木城学園は令和6年度に外構工事も無事完了しました。開校2年目を迎える、令和6年度は落ち着いた子どもたちの学園生活が見られ、ゆとりある学園施設の中で異学年交流活動や地域の方々からの学習支援や連携・充実したICT環境、多くの学力向上サポーターの方々を含めた教職員のしっかりととした授業や学習指導が行われ、学力の向上が見られました。結果、9年生のすばらしい進学状況につながっております。

また、海外派遣事業は台北市立建成国民中學との姉妹校2年目を迎える、今後さらなる交流が期待できます。

文化面では中之又神楽が東京の国立能楽堂で披露され、木城が広く知られるよい機会でありました。

今後も住民の安心、安全に留意し、常に緊張感を持って必要な行政サービスを確実かつ効率的に実施することを念頭に、健全かつ適正な財政運営に努めていただきたいと思います。

以上、決算審査の報告をいたします。終わります。

○議長（眞鍋 博） 代表監査委員の決算審査報告が終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。

午前10時31分休憩

午前10時40分再開

○議長（眞鍋 博） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27. 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（眞鍋 博） 日程第27、決算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第52号令和6年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第59号令和6年度木城町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号から議案第59号は、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、矢野哲也君、荒川浩君、久保富士子君、桑原勝広君、中武良雄君、後藤和実君、甲斐政治君、中竹義一君、そして眞鍋博を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、矢野哲也君、荒川浩君、久保富士子君、桑原勝広君、中武良雄君、後藤和実君、中竹義一君、甲斐政

治君、そして眞鍋博の9名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、決算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩いたしたいと思います。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（眞鍋 博） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に矢野哲也君、副委員長に荒川浩君が互選されました。

日程第28. 委員会付託の省略

○議長（眞鍋 博） 日程第28、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第72号及び諮問第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号及び諮問第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第29. 議案に対する質疑

○議長（眞鍋 博） 日程第29、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第52号から諮問第1号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第52号から議案第71号に至る議案については、総括質疑といたします。

ただし、議案第52号から議案第59号の決算認定他8件については、決算審査特別委員会において9名で審査を行いますので、質疑を省略いたします。

次に、議案第72号及び諮問第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

これより、議案第60号から議案第71号に対する総括質疑を行います。

まず、議案第60号木城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第60号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号木城町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第61号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第62号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第63号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号木城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第64号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第65号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号令和7年度木城町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第66号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第 6 7 号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 6 8 号令和 7 年度木城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

議案第 6 8 号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 6 9 号令和 7 年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

議案第 6 9 号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 7 0 号財産の取得についてを議題といたします。

議案第 7 0 号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 7 1 号財産の取得についてを議題といたします。

議案第 7 1 号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

これより議案第 7 2 号から諮問第 1 号に対する質疑を行います。

これより議案第 7 2 号に対する質疑を行います。議案第 7 2 号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第 7 2 号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。諮問第 1 号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

日程第30．各常任委員会・特別委員会議案審査付託

○議長（眞鍋 博）　日程第30、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第7回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付しております。このとおり各々の案件を各常任委員会、特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求める所存です。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（眞鍋 博）　ご異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第71号に至る議案については、各常任委員会、特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第31．散会

○議長（眞鍋 博）　日程第31、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日6日から7日までは休会。8日月曜日は本会議午前9時開議で一般質問を行います。

本日は、これで散会といたします。

議員の皆さんには控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木 宏樹君）　皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時50分散会
